

## 富士見市文化芸術振興基本計画（案）パブリックコメント実施要領

### 1 趣旨・概要

本市では、平成24年度に制定した「富士見市文化芸術振興条例」に基づき、平成26年度に「富士見市文化芸術振興基本計画」を策定し、身近な地域で市民が文化芸術にふれ、自ら参加・創造・発信できるよう施策に取り組んできました。計画の策定から5年が経過し、また、根拠法である「文化芸術振興基本法」の一部改正（平成29年度）や平成30年度には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が施行されたことから、法改正等の趣旨をふまえ、計画の見直しを行いました。

この計画（案）について、市民の皆さまから意見を募集するものです。

### 2 実施期間

平成31年2月1日（金）～平成31年2月28日（木）

### 3 意見提出方法

郵送・持参・FAX・市ホームページの応募フォーム

### 4 提出先

〒354-8511（所在地は記載不要）

富士見市役所地域文化振興課

FAX 049-254-2000

市ホームページの応募フォーム

### 5 計画（案）の閲覧及び用紙の配布場所

市役所本庁1階「市政情報コーナー」、地域文化振興課、キラリ☆ふじみ、各公民館・交流センター・コミュニティセンター・ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ

※意見の提出は、住所・氏名等の記載が必要です。（住所・氏名等は公表しません。匿名での意見は受け付けません。）いただいた意見に個別の回答は行いませんが、検討終了後、意見の内容とそれに対する市の検討結果と理由を公表します。